

自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設 光源及び観測システム利用要項

平成16年10月1日
分子科学研究所長決定

(趣旨)

第1 この要項は、自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）における極端紫外光研究施設光源及び観測システム（X線磁気円二色性測定装置（XMCD）を除く。）（以下「観測システム等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要項において「観測システム等の利用」とは、研究所の業務以外の研究のために観測システム等を利用することをいう。

(申請)

第3 観測システム等を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ別記様式第1号による申請書を分子科学研究所長（以下「研究所長」という。）に提出しなければならない。

(許可)

第4 研究所長は、前条による申請があった場合は、極端紫外光研究施設運営委員会の意見を聴き、適当と認めたときは、別記様式第2号により、利用を許可するものとする。

(報告書)

第5 利用者は、観測システム等の利用が終了したときは、その終了の日から1月以内に別記様式第3号による報告書を研究所長に提出しなければならない。

(実地確認)

第6 観測システム等担当者は、利用者が観測システム等の利用を終了したときは、速やかに別記様式第4号による実施確認書を研究所長に提出しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第7 利用者が、観測システム等を利用して得られた研究成果による発明等に係る知的財産権（「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。）の取扱いは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）に定めるところによる。

(使用料)

第8 利用者は、別に定めるところにより観測システム等の使用料を納付しなければならない。

(遵守事項)

第9 利用者は、研究所の規則、関係法令及び指示等を遵守するとともに安全の確保に努めなければならない。

(損害賠償)

第10 利用者は、研究所の施設・設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11 この要項の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年9月2日から施行する。

別記様式第1号

極端紫外光研究施設光源及び観測システム利用申請書

年 月 日

分子科学研究所長 殿

申請者 氏名：
所属：
職名：
所在地：
TEL：
E-mail：

下記により観測システム等を利用したいので申請します。

また、利用にあたっては、研究所の規則、関係法令及び指示等を遵守し、研究所の施設・設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償することを誓約します。

記

I 研究題目

II 研究組織

	氏名	勤務先・職名	研究の分担事項
申請者			
分 担 者			

注 観測システム等を直接使用する者（「観測システム等使用者」）の略歴書は別添のとおり

Ⅲ 使用計画

- ① 使用する光源又はビームライン
- ② 希望日程 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (日間)
- ③ 希望マシンタイム (時間数) 時間

Ⅳ 研究の目的及び従来の研究経過

Ⅴ 研究計画

Ⅵ 測定試料

- ① 試料名 (化学式)
- ② 形態形状
- ③ 重量
- ④ 安全性
- ⑤ 使用後の処理

Ⅶ 必要とする装置・器具等

- ① 施設にある装置・器具 (数量)
- ② 持込む装置・器具 (数量)
- ③ その他 (寒剤 (液体ヘリウム, 液体窒素) 等)

Ⅷ その他

- ① 事前打合せの研究所対応者名
- ② その他特記事項

IX 不正防止に関する誓約

申請者及び分担者は、貴研究所の装置の有償利用にあたり、以下のガイドライン等を理解し、これらのガイドライン・方針・規程、自身が所属する機関の規則、関連する法令等を遵守し、研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）、及びそれ以外の不正行為（不適切なオーサiership、二重投稿等）を行いません。

- (1) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）
- (2) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究活動上の不正行為を防止するための基本方針（平成20年2月28日決定）
- (3) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（平成20年2月28日自機規程第74号）

以上について、誓約する場合はチェックを入れてください。

誓約します。

X 安全管理に関する誓約

申請者及び分担者は、貴研究所の装置の有償利用にあたり、分子科学研究所安全ガイド (<https://www.ims.ac.jp/guide/safetyguide.pdf>) を理解し、これらのガイドライン、自身が所属する機関の規則、労働安全衛生法等の関連する法令等を遵守し、安全と環境を常に意識しながら、研究活動における事故・災害の発生防止に努めます。

以上について、誓約する場合はチェックを入れてください。

誓約します。

記載不要

施設長 (委員長)	担当者

別記様式第2号

極端紫外光研究施設光源及び観測システム有償利用許可書

年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
分子科学研究所長

下記のとおり、観測システム等の有償利用を許可します。

記

利用者（申請者）	
利用者所属	
分担者人数	
研究題目	
課題番号	
利用装置	
使用日	
使用時間数	
使用料	<p style="text-align: center;">円（消費税込）</p> <p>※別途通知される請求書により納付すること。 （内訳）</p>
許可条件	<p>① 利用に当たっては、善良な管理者の注意をもって当ること。</p> <p>② 第三者に貸与しないこと。</p> <p>③ 実験施設を破損したときは、損害賠償を行うこと。</p> <p>④ その他使用に当たっては、研究所の指示に従うこと。</p>
その他	<p>① 次に掲げる場合は、納付された使用料の全部若しくは一部を返納する。</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 申請者の責に帰さない事由又は天災その他により施設利用ができなくなったとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">2) 機構の責により、施設利用ができなくなったとき。</p> <p>② 使用に当たり、研究所の指示に従わない場合においては、利用許可を取り消すことができるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">その場合、使用料は返納しないものとする。</p> <p>③ 利用後は、利用報告書を期限までに提出すること。</p>

別記様式第3号

極端紫外光研究施設光源及び観測システム利用報告書

年 月 日

分子科学研究所長 殿

報告者 氏名：

所属：

下記のとおり観測システム等の利用結果を報告します。

記

I 研究題目

II 課題番号

III 研究組織

	氏名	勤務先・職名	研究の分担事項
利用者			
分担者			

IV 利用報告

①利用した光源又はビームライン

②利用日時

使用日	使用時間	時間数	備考
	: ~ :		
	: ~ :		

③利用結果（公開できない内容は省略し，簡潔に）

記載不要

施設長 (委員長)	担当者

別記様式第4号

極端紫外光研究施設光源及び観測システム利用の実施確認について

年 月 日

確認者（観測システム等担当者）
所属
職名
氏名

下記のとおり、観測システム等利用を実施したことを確認しました。

記

利用者（申請者）	
利用者所属	
分担者を含めた装置 の利用人数	人
研究題目	
課題番号	
使用した光源又はビームライン	
利用期間 (不連続の場合は全て記入)	開始： 年 月 日 時 分 終了： 年 月 日 時 分
利用時間数	
その他	